

**社会福祉法人多摩市社会福祉協議会**  
**多摩ボランティア・市民活動支援センター団体登録制度実施要綱細則**

(趣旨)

第1条 本細則は、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会多摩ボランティア・市民活動支援センター団体登録制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条第1項2号に規定する、多摩ボランティア・市民活動支援センター（以下「多摩ボラセン」という。）登録団体及び福祉団体の施設利用について、適用の判断等の統一的な運用を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(団体区分)

第2条 多摩ボラセンの施設を利用する団体は、その活動内容に基づき、次の各号の区分に分けられるものとする。

- (1) 区分A:「身体的又は精神的な介助を必要とする高齢者に対するボランティア活動」及び「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対するボランティア活動」、「子どもの健全育成や生活困窮者（児・世帯）に対するボランティア活動」など、福祉活動を目的にボランティア活動をしている団体。
- (2) 区分B:福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結した地域活動を行う団体。
- (3) 区分C:当事者団体など自らの生活環境等の向上のために活動している団体であって、福祉活動、地域貢献活動等のためにボランティア活動を団体規約等で明確に規定し活動している団体。但し、多摩ボラセンを利用する目的がボランティア活動に直結する内容に限る。
- (4) 区分D:主たる活動が区分A及びB並びにCに区分されない団体。
- (5) 区分E:多摩ボラセンに登録のない団体のうち、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会福祉団体補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けている団体。

(団体区分の決定)

第3条 前条に定める団体区分は、多摩ボラセン運営委員会において審査し、会長が決定する。

(施設利用等)

第4条 第2条各号にて区分された団体の多摩ボラセン施設利用に関しては、以下のとおりとする。

- (1) 区分A、B、Cの団体は、以下のとおりとする。
  - ア 予約開始日は、利用希望日が属する月の3か月前の1日とする。但し、1日が休館日の場合は翌日以降の最初の開館日とする。
  - イ 予約枠数は、午前、午後、夜間の各利用を1枠とし、1か月4枠までとする。但し、人数が多いなどの理由により、グループごとに分かれて活動している団体については、グループごとに予約できるものとする。また、利用希望日から30日前以降は制限なしとする。
  - ウ 利用料は、無料とする。
- (2) 区分Dの団体は、以下のとおりとする。
  - ア 予約開始日は、利用希望日が属する月の2か月前の1日とする。但し、1日が休館日の場合は翌日以降の最初の開館日とする。
  - イ 予約枠数:午前、午後、夜間の各利用を1枠とし、1か月4枠までとする。但し、利用希望日か

ら 30 日前以降は制限なしとする。

ウ 利用料は、無料とする。

(3) 区分 E の団体は、以下のとおりとする。

ア 予約開始日は、利用希望日が属する月の 1 か月前の月の 1 日とする。但し、1 日が休館日の場合は翌日以降の最初の開館日とする。

イ 予約枠数は、午前、午後、夜間の各利用を 1 枠とし、1 か月 2 枠までとする。

ウ 利用料は、無料とする。

(その他雑則)

第 5 条 この細則に定めのない、利用できる施設、時間、予約方法等の詳細は、別に定める「多摩ボランティア・市民活動支援センター登録団体支援内容」のとおりとする。

2 この細則に規定されていない例外的な取り扱いを行う場合は、多摩ボラセン運営委員会において協議するものとする。

附 則

この細則は、令和 3 年 2 月 1 日より施行する。